

災害への備えと早めの避難

これから梅雨や台風の襲来等により、土砂崩れや河川の氾濫など災害が発生しやすい時期を迎えます。平成 18 年の県北部豪雨災害や平成 20 年の奄美豪雨災害など、災害はいつ発生するか分かりません。日ごろから災害に対して備えておきましょう。

災害から身を守るために大切なことは、早めに避難することです。

日ごろから避難場所や避難経路を確認し、テレビやラジオ、インターネット等の気象情報に普段から注意する習慣をつけ、危険を感じたり、避難指示等があったときのために貴重品や非常持ち出し品を持って安全な場所へ避難できるよう備えておきましょう。

また、避難するときは単独行動をなるべく避け、隣近所の人と協力しながら安全な場所に避難しましょう。



集中豪雨

集中豪雨は、短時間のうちに狭い地域に集中して降る雨のことで、梅雨の終わりによく起こります。狭い地域で突発的に降るため予測は困難です。気象情報（雨量）などに注意して自主的な避難を心がけ、また、市役所からの避難勧告などがあった場合は、速やかに避難しましょう。

土砂災害

雨が 1 時間に 20 ミリ以上降ったり、降り始めからの雨量が 100 ミリを超えたときは危険信号と言われています。家の周辺の山やがけに危険な前兆現象がないか確認し、災害発生のおそれを感じたら、早めに安全な場所へ移動しましょう。また、土砂災害は、雨が降り止んだ後でも発生するおそれがありますので注意しましょう。

土砂災害には、次のような前ぶれがあります。

- ◇がけ崩れの前兆
- ・がけからの水が濁る。

- ・がけに亀裂が入る。
- ・小石が落ちてくる。
- ・がけから音がする。

◇土石流の前兆

- ・山鳴りがする。
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- ・川が濁ったり、流木が流れる。

◇地すべりの前兆

- ・地面にひび割れができる。
- ・井戸や沢の水が濁る。
- ・斜面から水が噴き出す。
- ・建物や電柱、樹木が傾く。

避難は早めに

避難情報等の呼びかけがあったときは、火元の確認をし、事前に準備した非常持ち出し品や貴重品を持って避難しましょう。避難するときは、なるべく単独は避け近所で声をかけ合い協力し合って、早めに避難しましょう。

妊産婦や乳幼児、高齢者や障がい者など「災害時要援護者」は避難情報がでてからでは避難行動が間に合わないこともあります。また、一人暮らしの高齢者に対しては避難

避難情報の種類

① 避難準備情報

高齢者等で、避難に時間を要する人に避難を始めてもらうことに発表する情報

ガスなどの火元を消し、非常持ち出し品を準備するなど避難の準備を整え、支援が必要な高齢者や乳幼児、体の不自由な人などの避難を開始してください。

② 避難勧告

災害が発生する恐れがあり、皆さんに避難を始めてもらうことに発表する情報

準備した非常持ち出し品を持





伊佐市 避難施設一覧表

地区名	避難場所	電話番号	地区名	避難場所	電話番号
市内全域	大口元気こころ館（福祉避難所）	㉓ 2361	川北・前目・川南	菱刈中学校	㉔ 0047
	まごし館（福祉避難所）	㉔ 4120	下手・前目・徳辺	菱刈小学校	㉔ 0010
大口	大口ふれあいセンター	㉔ 1613		いきがいセンター	㉔ 3000
	大口小学校	㉔ 0349		田中小学校	㉔ 0029
	大口生活改善センター	㉔ 8413	田中ふるさと館	㉔ 5288	
	元町青少年会館		本城小学校	㉔ 0054	
	大口東	大口東青少年センター	㉔ 0263	南浦・荒田	本城校区集会施設
牛尾	牛尾小学校	㉔ 0264	川北	湯之尾小学校	㉔ 0114
山野	山野基幹集落センター	㉔ 0407	川北・川南	湯之尾校区公民館	㉔ 4261
	十曾フレンドハウス	㉔ 0959	前目	菱刈人権文化センター	㉔ 4185
山野西	山野西文化交流館	㉔ 3355	永池	南永小学校	㉔ 3980
平出水	平出水「いなほ館」		五色・新川・弓掛・新拓	新川地区集落センター	
羽月	羽月地区公民館	㉔ 0355	山田・大山口・山田中原	菱刈ひまわり館	
	大口南中学校	㉔ 2125	<p>一覧表の避難所以外に各自治会で定められた場所も避難場所になります。</p> <p>ただし、自治会指定避難所に避難した場合は、自治会長は市役所に人員等の報告の必要があります。</p> <p>※山野西文化交流館：旧山野西小学校 いきがいセンター：菱刈ふるさといきがいセンター</p>		
羽月北	羽月北小学校	㉔ 3114			
羽月西	羽月西青少年センター	㉔ 2111			
曾木	曾木小学校	㉔ 1152			
	西太良地区コミュニティセンター	㉔ 1121			
針持	針持青少年センター	㉔ 1140			
布計	布計地区多目的集会施設				

※福祉避難所とは、避難をした際に手助けが必要な人が避難する場所です。



「火災の場合」



→ (くりかえし)

「避難勧告の場合」



問い合わせ先
総務課交通消防防災係
☎㉓ 1311 ㊦ 1118

情報が伝わりにくいという問題もあります。異常を感じたときは、隣近所で声をかけ合い協力しながら災害時要援護者を避難所へ誘導しましょう。

防災訓練への参加

大規模な災害の場合には、防災関係機関による活動が困難になる場合も考えられますので、地域の皆さんが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切なことです。地域ごとに自主防災組織の活動を積極的に進め、日ごろから訓練などに参加しましょう。

③ 避難指示

災害の発生が非常に高く、すぐに避難をしてもらうとくに発表する情報

災害の危険性が非常に高くなっていますので、一刻も早い避難が必要です。関係機関の指示に従って、避難を開始してください。

ち、指定された避難所、安全な場所へ速やかに避難を開始してください。避難の際は、がけ崩れや浸水箇所にご注意ください。

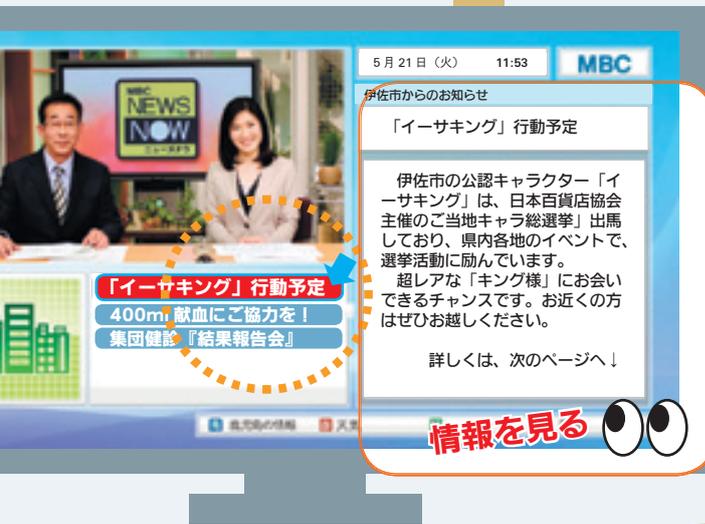


しょう！



① ボタンを押す 元画面に戻る

情報の確認後は…



伊佐市災害情報メール



緊急の災害や避難情報を、皆さんの携帯電話にメールで配信できます。

市では、地震や台風などの気象情報や災害発生などの緊急情報を、市民の皆さんにいち早くお知らせするために、「伊佐市災害情報メール」の配信を行っています。このメールを受信するには、あらかじめ登録が必要となりますので、携帯電話から次の方法でご登録ください。

災害情報が知りたい！

行方不明者は見つかった…。

今の火事はどこ？

登録方法

①携帯電話から次のURLに接続してください。

<http://www.isa.kagosima.jp/mobile/>

QRコードを読み取ることができる場合は利用してください。



②会員登録をクリックしてください。

③メールアドレス入力欄へメールアドレスを入力し、登録ボタンをクリックしてください。

④登録後、入力したメールアドレスに「登録完了のメール」が届き、登録が完了します。

※メールの受信・拒否設定をしている人は、登録する前に「isa.kagosima.jp」というドメインを受信可能にしてください。

登録の仕方がわからない人、登録ができなかった人は、お持ちの携帯の携帯会社で、登録することができます。

問い合わせ先 総務課交通消防防災係 ☎231311 1118

耕地災害が発生したら。。。

◆耕地災害の申請について

①地元から連絡を受け、災害調査員（市職員）が現地調査を行います。

※調査箇所には、**黄色の布**を現地に表示します。

②調査員の報告に基づき農政課耕地係の職員が現地調査を行い、公共災害に該当するか判定を行います。

○公共災害に該当する場合
現地に **赤色の布** を表示

○災害に該当しない場合
現地に **白色の布** を表示

※当事者で現地の確認（災害に該当したか）をしてください。

③災害に該当した箇所（現地に赤色の布が表示してある箇所）は次のように申請してください。

○「耕地災害復旧工事申請書」を農政課耕地係に提出してください。申請書を提出しないと災害復旧事業の申請ができません。

〈申請書がある場所〉

- ・市民課、総務課交通消防防災係（大口庁舎）
- ・地域総務課、農政課耕地係（菱刈庁舎）

情報サービスを利用

地デジ・データ放送による自治体情報の発信

伊佐市の最新情報や県内 24 自治体（5月1日現在）の情報がMBC放送を利用した自治体情報でわかります。

操作イメージ

MBCのチャンネルで **データ** ボタンを押す

「ピッ」と音がしてデータ放送画面へ移ります。

お天気

[自治体情報] を選択する

ニュース

MBCスポーツ

休日診療医

自治体情報

すべての操作は、
[矢印・決定] ボタンで
移動・選択します

今日の天気は？
災害情報が知りたい！

今日の鹿児島島の
ニュースをチェック

◎伊佐市の情報を見たい時

[あなたの街の情報]
を選択する

あなたの街の情報

伊佐市

始良市

⋮

◎他の自治体情報を見たい時

[自治体] を選択する

あなたの街の情報

⋮

いちき串木野市

南さつま市

伊佐市

始良市

[項目] を選択する

問い合わせ先 総務課広報係 ☎ 1311 1116

- ・市内各土地改良区
 - ・各コミュニティ協議会事務局
 - ④ 農地災害については、関係（受益）者からの工事負担金が必要となります。
 - ※負担金は国の補助率により異なります。
- ◆**公共災害復旧事業として国の補助事業に申請するため主な要件**
- ① 異常な天然現象（大雨等）で被災を受けている場合（雨量等の基準があります）
 - ② 被害が事業費で40万円以上の場合
 - ③ 日常の維持管理が行われていること
 - ④ 農業用施設の場合、受益戸数が2戸以上であること
 - ⑤ 被災地の登記（現況）地目が農地（田・畑）及び農業用施設（水路・道路等）であること
- 不明な点がございましたら担当課にご連絡ください。
- 問い合わせ先
農政課耕地係（菱刈庁舎）
☎ 1311 2251

